

勲章・褒章あれこれ

内閣委員会 専門員

ふじた しょうぞう
藤田 昌三

勲章制度は、「賞牌従軍牌図式及佩用式」（明治8年4月10日太政官布告第54号）が公布されたことに始まります。現在、春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲が毎年4月29日と11月3日に、文化勲章の授与が毎年11月3日に行われています。

春秋叙勲において授与される勲章には大勲位菊花章、桐花大綬章、旭日章及び瑞宝章の4種類があります。春秋叙勲の候補者は、「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）に基づき、衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長（以下「各省各庁の長」という。）並びに各都道府県知事が70歳以上の者等（一般から推薦があった者を含む。）のうちから、国家又は公共に対する功労のある者を選考して内閣総理大臣に推薦します。その後、審査を経て、閣議により受章者が決定されます。受章者数は、毎回おおむね4,000名です。

危険業務従事者叙勲の候補者は、「危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について」（平成15年5月20日閣議了解）に基づき、総務大臣、法務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会委員長が著しく危険性の高い業務に精励した者の中から、国家又は公共に対する功労のある55歳以上の者を選考して内閣総理大臣に推薦します。その後、審査を経て、閣議により受章者が決定されます。受章者数は、毎回おおむね3,600名です。

文化勲章の候補者は、「文化勲章受章候補者推薦要綱」（平成2年12月12日内閣総理大臣決定）に基づき、文化功労者年金法第2条により決定した文化功労者（予定者を含む。）のうちから、文部科学大臣が文化の発達に関し勲績卓絶な者を選考して内閣総理大臣に推薦します。その後、審査を経て、閣議により受章者が決定されます。受章者数は、毎年度おおむね5名です。

一方、褒章制度は、「褒章条例」（明治14年12月7日太政官布告第63号）が公布されたことに始まります。褒章には紅綬褒章、緑綬褒章、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章及び紺綬褒章の6種類があります。紺綬褒章を除く5種類の褒章の授与は、春秋叙勲と同日に行われています。これらの褒章の候補者は、「褒章受章者の選考手続について」（平成15年5月20日閣議了解）に基づき、各省各庁の長が自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた者、農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する者等を内閣総理大臣に推薦します。その後、審査を経て、閣議により受章者が決定されます。受章者数は、毎回おおむね800名です。また、公益のために私財（500万円以上）を寄附した者を対象とする紺綬褒章の授与は、「紺綬褒章等の授与基準について」（昭和55年11月28日閣議決定）に基づき、各府省等の推薦の後、審査を経て行われています。

勲章・褒章には、ほかに高齢者叙勲、死亡叙勲、外国人叙勲、遺族追賞があります。

もうすぐ春の叙勲・褒章の受章者が発表になります。心よりお祝いを申し上げます。